

不利益処分 of 処分基準

処	分 の 内 容	届出の虚偽・保険証の返還に応じない場合の過料の徴収
根	拠法令及び条項	新座市国民健康保険条例第１２条
所	管 部 課 係 名	いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
処	関 係 条 項	
分	基 準 （未設定の場合はその理由）	第 12 条　本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。
基	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日設定（令和 6 年 12 月 2 日最終変更）